

家族介護者交流事業業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、家族介護者交流事業業務委託に係り、委託候補者選定のため公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）について、必要な事項を定めるものである。なお、業務内容については、別紙「家族介護者交流事業業務委託仕様書」を参照すること。

1. 応募資格に関する事項

このプロポーザルに参加できる者は、次の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 設立後、1年を経過した法人・団体であること。
- (2) 応募時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、もしくは暴力団又は暴力団員統制下にある者でないこと。
- (5) 労働関係法令違反による処分が継続していないこと。
- (6) 公募開始の日から契約締結までの間のいずれの日においても、宮崎市から指名停止の処分を受けていないこと。
- (7) 宮崎市税に滞納がないこと。
- (8) 宮崎市内に拠点があること。

2. 応募書類の提出

プロポーザルに参加する者は、次により応募書類を提出するものとする。

(1) 提出書類

- ①応募申込書（様式第1号）
- ②法人概要（様式第2号）
- ③会社の商業登記簿謄本の写し又は登記事項証明書の写し
- ④納税確認同意書（様式第3号）
- ⑤誓約書（様式第4号）
- ⑥暴力団排除に関する誓約書兼同意書（様式第5号）
- ⑦企画提案書（様式第6号）
- ⑧業務実績（様式第7号）
- ⑨見積書（任意様式）

※宮崎市競争入札参加資格者名簿に登録されている場合、③～⑥は提出不要。

※原則全ての書類をA4サイズ規格での作成とする。ただし、やむを得ない場合はA3サイズ折りたたみでも可とする。

- (2) 提出期限
令和5年4月14日（金） 17時15分必着
- (3) 提出方法
持参又は郵送
- (4) 提出部数
それぞれ1部ずつ
- (5) 提案件数
1団体につき1件とする。
- (6) 提出先
〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号
宮崎市福祉部地域包括ケア推進課 権利擁護係（担当：松石・宮内）
- (7) その他
提出後における企画提案書の追加および変更は認めない。

3. 質問及び回答

本事業に関する質問については、原則として電話にて問い合わせるものとする。

連絡先：宮崎市福祉部地域包括ケア推進課 権利擁護係（担当：松石・宮内）

電話（0985）21-1773

※平日8：30～17：15（土曜、日曜、祝日除く）

4. 選定方法

本事業の委託候補者については、提出された企画提案書をもとに、「家族介護者交流事業業務委託候補者選定委員会」において、書類審査により委託候補者を選定する。なお、必要に応じてヒアリングを実施する場合がある。

- (1) 審査基準については、同実施要領の「5. 審査基準」に定める各評価項目で審査し、最高点が高かった者を優先交渉権者とし、2番目に高かった者を次点交渉権者とする。また、審査の結果、最も得点が高かった者もしくは2番目に高かった者が複数の場合は、委員間による協議を行った上で、再度当該者のみ採点し審査を行う。
- (2) 上記にかかわらず、合計点数が評価基準点数全体の60%未満の場合には、受託候補者として選定しない。
- (3) 選定結果は次の通り発表する。
 - ①日時 令和5年4月28日（金）予定
 - ②方法 ホームページ上に結果をアップする。

5. 審査基準

選定にあたっては、複数の項目について数値（得点）で評価するが、その基準は以下に基づくものとする。

評価項目		配点
1.企画提案書の内容		80
①本業務内容への理解度	本業務の目的や必要性を理解しているか。	10
②開催場所の妥当性	市民が広く参加できるよう、会場や地区の設定の仕方に工夫があるか。	10
③企画内容の妥当性	家族介護者の身体的・精神的負担軽減を図り、又家族介護者の交流の場となっているか。	40
④広報手段	対象者に周知できる広報手段となっているか。	10
⑤企画提案者としての強み、創意工夫等	企画提案者としての強みや、それを生かした創意工夫のある提案があるか。	10
2.業務遂行の確実性		30
①業務実績	業務を円滑に遂行するための実績とノウハウを有しているか。	10
②業務の実施体制	実施体制は業務を円滑に遂行できるものであり、宮崎市と連絡・調整が速やかに行える体制となっているか。	10
③業務実施スケジュール	現実可能な具体的スケジュールが提案されているか。	10
3.事業費		10
①見積金額の妥当性	経費の積算は妥当か。 ※評価点(参加者のうち最低見積価格/参加者の見積価格×10)	10
合計		120

6. スケジュール

- (1) 公示 令和5年3月17日(金)
(2) 企画提案書提出期限 令和5年4月14日(金)
(3) 選定結果発表 令和5年4月28日(金) 予定

7. 契約

(1) 契約の締結

受託候補者と宮崎市の間で、委託内容、経費等について調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。

(2) 契約書・契約保証金等

宮崎市財務規則ほか関係法令等の定めるところによる。

(3) その他

- ①契約代金の支払は、完了払いとする。
②受託候補者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を受託候補者とする。

8. 公正な公募の確保

- (1) 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 応募者は、委託候補者の選定前に、他の応募者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 応募者が連合し、または不穏な行動等をなす場合において、企画提案公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を参加させず、または公募の執行を延期し、または取りやめることができる。

9. その他

- (1) 企画提案に係る一切の経費については、応募者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等の書類は返却しない。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、宮崎市情報公開条例（平成14年条例第3号）に基づき対応する。
- (4) 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。
- (5) 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は書類の虚偽の記載をし、これを提出した応募者は失格とする。

10. 問い合わせ先

宮崎市福祉部地域包括ケア推進課 権利擁護係 （担当：松石・宮内）
TEL：0985-21-1773 FAX：0985-31-6337

附則

この要領は、令和5年3月17日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。